



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.943 2014年8月25日

ARIBの動き

今週の ARIB 内会合 (8月24日～8月29日)

8月26日(火): 高度無線通信研究委員会 2020 and Beyond AdHoc & WGs 会合

8月27日(水): 第219回技術委員会(通信分野)

今週の国際会合 (8月24日～8月29日)

8月24日(日): ISDB-T インターナショナルフォーラム技術会合(ブラジル、サンパウロ)

8月24日(日)～27日(水): SET EXPO 2014(ブラジル、サンパウロ)

お知らせ

ARIB が事務局を務める電波環境協議会(略称: EMCC) からのお知らせです。

「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」等の公表について

電波環境協議会では「医療機関における携帯電話等の使用に関する作業部会」を設置し、医療機関内での携帯電話等の使用に関する指針(案)及び「医療機関内での携帯電話等の使用に関する報告書(案)」を取りまとめ、平成26年6月30日(月)から同年7月22日(火)までの間、意見募集を行いました。その結果、14件のご意見の提出があり、それらを踏まえ本協議会として標記指針等を取りまとめましたので、意見募集結果とともに公表致します。




1. 概要

第二世代の携帯電話サービスの廃止による携帯電話の電波出力の低下、医療機器の電磁的耐性に関する性能の向上等、関連する状況が大きく変化してきたことを踏まえ、今般、平成9年に当協議会(当時の名称は「不要電波問題対策協議会」)において作成した指針を廃止し、新たな指針を作成することとしたものです。

本指針では、医療機関において利用者向けにエリア毎の携帯電話端末等の使用ルールを制定する際の考え方等を示しており、携帯電話端末を使用可能な場所では、医用電気機器との離隔距離として、医用電気機器の電磁両立性に関する国際規格等を参考に、1m程度を目安とできるとしております。詳細は添付の指針をご確認ください。

今後、各医療機関において、本指針等を参考にして携帯電話等の使用に関する合理的なルールが定められることが期待されます。

2. 公表資料

- (1) [医療機関内での携帯電話等の使用に関する指針](#) 
- (2) [医療機関内での携帯電話等の使用に関する報告書](#) 
- (3) [意見募集の結果](#) : 

3. 今後について

今後、本協議会の構成員である総務省や厚生労働省等を通じて、幅広く関連業界等への周知等が行われる予定です。

総務省からのお知らせ

電波環境協議会における
「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針等」の公表
【平成 26 年 8 月 19 日の総務省報道資料から】

総務省は、医療機関内での携帯電話等の無線通信機器の活用を安全かつ効果的に推進するため、電波環境協議会（注）における「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」及び「医療機関における携帯電話等の使用に関する報告書」の作成に向けた議論へ厚生労働省等とともに参加してきました。本日、同協議会において指針及び報告書が取りまとめられましたので、お知らせします。

（注）電波による電子機器等への障害を防止・除去するための対策を協議するための学識経験者、関係省庁、業界団体等により構成された協議体です。総務省も構成員として参加しています。（ホームページ：<http://www.emcc-info.net/>）

1 経緯

医療機関における携帯電話等の使用については、これまで、医療機器の電磁的耐性に関する薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく規制、平成 9 年に不要電波問題対策協議会（現・電波環境協議会）から公表された指針及びマナーの問題等を総合的に勘案して、各医療機関において独自にルールが定められてきました。

一方、携帯電話等の日常生活への浸透、第二世代の携帯電話サービスの廃止、医療機器の電磁的耐性に関する性能の向上等、状況は大きく変化してきています。また、医療機関における携帯電話等の無線通信機器の積極的活用は、医療の高度化・効率化や患者の利便性・生活の質（QOL）の向上に大きな効果が見込まれるため、今後、安全を確保しつつその推進を図ることが、非常に重要です。

そのため、今般、学識経験者、医療関係団体、携帯電話事業者各社、総務省や厚生労働省等による検討を行い、新たな指針及び報告書（以下「指針等」といいます。）を作成したものです。

2 指針等について

指針等は、医療機関において携帯電話端末等の使用ルールを制定する際の考え方や、携帯電話端末を使用可能な場所での医用電気機器との離隔距離の目安等を示したものです。今後、各医療機関において、指針等を参考にして携帯電話等の使用に関する合理的なルールが定められることが期待されます。

指針等は、電波環境協議会のホームページ (<http://www.emcc-info.net/info/info2608.html>) において御覧になれます。

3 今後の予定

指針等について、様々な機会を捉えて周知等を行う予定です。

(関連報道発表等)

- ・平成 26 年 1 月 30 日報道発表「医療機関内における携帯電話等の使用に関する検討の開始」
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000192.html)
- ・「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針(案)」等に対する意見募集
※電波環境協議会 HP (<http://www.emcc-info.net/info/info2606.html>)
- ・「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針(案)」等に対する意見募集結果及び指針等の公表について
※電波環境協議会 HP (<http://www.emcc-info.net/info/info2608.html>)

連絡先

<医療機関における携帯電話等の使用に関する検討について>

○総務省 総合通信基盤局 電波部

電波環境課 生体電磁環境係

TEL (直通) 03-5253-5905

(代表) 03-5253-5111

内線 5905

FAX 03-5253-5914

E-mail (注) d-bougo/atmark/soumu.go.jp

(注) このアドレスには迷惑メール防止対策を施しています。

使用の際は、/atmark/を、@に置きかえてください。

※「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」及び「医療機関における携帯電話等の使用に関する報告書」については、下記にお問い合わせください。

○電波環境協議会 事務局

TEL (直通) 03-5510-8596

FAX 03-3592-1103

E-mail (注) emcc/atmark/arib.or.jp

(注) このアドレスには迷惑メール防止対策を施しています。

使用の際は、/atmark/を、@に置きかえてください。

厚生労働省からのお知らせ

電波環境協議会（略称：EMCC）における「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」等の公表に伴い、厚生労働省から発出された医療機器関連通知を掲載します。

医政総発 0819 第 1 号
薬食安発 0819 第 1 号
平成 26 年 8 月 19 日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬食品局安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

電波環境協議会による「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」について

今般、電波環境協議会（事務局：一般社団法人電波産業会）により別紙の「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」が策定されました。つきましては、貴管下の医療機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

なお、本指針及び電波環境協議会でとりまとめた「医療機関における携帯電話等の使用に関する報告書」は、電波環境協議会ホームページ（<http://www.emcc-info.net/info/info2608.html>）から入手可能であることを申し添えます。

編集後記

お盆休みも終わり、通勤電車の混雑が戻りつつありますが、みなさん、いかがお過ごしでしょうか？
まだまだ暑い日が続きそうですので、室温管理や水分補給等、十分気をつけましょう。（編集子:Oz）



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
<http://www.arib.or.jp> E-mail arib_news@arib.or.jp